様式第16号の２

営農型発電設備の設置による下部の農地における

営農への影響の見込み

年　　月　　日作成

営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）

住所

氏名

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）

住所

氏名

１　生育に適した日照量の確保

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作付予定作物 | 遮光率 | 日照に関する特性その他農作物の生育に適した条件等及び  営農型発電設備の設計上農作物の生育に支障を及ぼさない理由 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　効率的な農作業の実施

(１)　支柱

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地上からの高さ（ｍ） | | 設置する間隔（ｍ） | |
| 最低： | 最高： | 最短： | 最長： |

(２)　農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

|  |
| --- |
|  |

（記載要領）

ア　１の「日照に関する特性その他農作物の生育に適した条件等及び営農型発電設備の設計上農作物の生育に支障を及ぼさない理由」の欄には、作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陽性、陰性等の日照特性等）その他生育に適した条件等及び当該設備の設計図の内容（遮光率等）が作付予定作物の生育に適した日照量を確保することができ、当該生育に支障を及ぼさないものであるとする理由を、作付予定作物ごとに具体的に記載してください。

イ　２の(２)には「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書」(様式第16号の１)２の(３)の営農型発電設備の下部の農地において利用する農業用機械の寸法、２の(１)の支柱の地上からの高さ及び設置する間隔等を踏まえ、当該設備の設計図の内容が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間を確保することができるものであると判断する理由を、具体的に記載してください。なお、農地に垂直に営農型発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さを記載する必要はありません。

ウ　１及び２に記載した内容並びに「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書」（様式第16号の１）２の(５)の単位面積当たりの収穫量の見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

(ア)　(イ)以外の場合

次の①から③のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

　　①　営農型発電設備の下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市町における営農型発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

　　②　営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（様式第16号の３）

　　③　当該申請に先行して当該市町の区域内の営農型発電設備の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

(イ)　申請に係る市町において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ア)の②に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

①　栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

②　単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（様式第16号の４）

(留意事項)

２の(２)の農作業を効率的に行うために通常必要となる空間の確保について、許可の可否は、実際に使用する農業用機械ではなく、当該営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物を効率的に栽培するために通常必要となるトラクター等の農業用機械等を効率的に利用することができる空間が確保されているかどうかをもって判断することになります。